

令和 8 年 2 月 13 日

健康福祉常任委員会資料

2 月定例会提出予定議案について

【予算関係】

- 1 令和 8 年度兵庫県病院事業会計当初予算計上予定額の概要・・・・・・・・・・ P. 2

【条例関係等】

- 2 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の制定（関係部分）・・ P. 3
- 3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ P. 4
- 4 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定・・・・・・・・ P. 5

病 院 局

1 令和8年度 兵庫県病院事業会計当初予算計上予定額の概要

(病院局)

(単位：千円)

事項	令和7年度	令和8年度	財源内訳				概要
	当初予算額	提案額	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(病院事業会計) 収益的収支	186,653,958	203,904,213	509,265	182,950,827	0	20,444,121	
				指定管理病院			病院事業計
		県立10病院 1附属診療所		災害医療 センター	リハビリテー ション2病院		
		稼動病床数	3,906床	30床	430床		4,366床
延患者数	入院患者数 (1日平均)	1,259,784人 3,451人	9,035人 25人	131,177人 359人		1,399,996人 3,835人	
	外来患者数 (1日平均)	1,853,428人 7,691人	237人 1人	67,144人 279人		1,920,809人 7,971人	
	事業収益	192,874,124千円	1,012,881千円 (2,500,796千円)	1,257,557千円 (7,153,534千円)		195,144,562千円	
	事業費用	201,633,775千円	1,012,881千円 (2,500,796千円)	1,257,557千円 (7,210,982千円)		203,904,213千円	
	純損益	△ 8,759,651千円	0千円 (0千円)	0千円 (△ 57,448千円)		△ 8,759,651千円	
	経常損益	△ 5,644,412千円	0千円 (0千円)	0千円 (△ 57,448千円)		△ 5,644,412千円	

※ () 書きは指定管理病院の予算を記載
【県立10病院・1附属診療所経常損益】 (単位：千円)

病院名	尼崎	西宮	加古川	姫路	丹波	淡路
経常損益	△ 665,039	△ 2,319,159	△ 1,813,546	1,176,157	△ 940,661	△ 32,789

病院名	こころ	こども	がん	粒子線			合計
				粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	△ 312,148	△ 472,339	776,175	△ 637,836	△ 403,227	△ 1,041,063	△ 5,644,412

資本的収支	令和7年度	令和8年度	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
	65,216,439	49,248,984	0	10,013	34,089,100	8,672,477
					1 建設改良費	34,307,780
					(1) 建設改良工事費	19,793,741
					① 県立西宮総合医療センター(仮称)整備費	48,071
					② 県立がんセンター建替整備費	18,557,948
					[債務負担行為額	9,085,000]
					③ その他建設改良工事費	1,187,722
					[債務負担行為額	1,059,740]
					(2) 固定資産購入費	14,295,852
					① 県立西宮総合医療センター(仮称)医療機器整備費	8,531,372
					② 医療機器整備費	5,764,480
					[アンギオ(姫路)、電子カルテ(加古川)等]	
					[債務負担行為額	3,942,391]
					(3) 建設利息	218,187
					2 企業債償還金	14,822,072
					3 投資	119,132
					(1) 粒子線治療料貸付金	19,032
					(2) 医師修学資金貸付金	33,900
					(3) 看護師修学資金貸付金	46,200
					(4) 敷金	20,000

※資本的収支の不足する額6,477,394千円は、一時借入金で措置

2 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の制定（関係部分）

（1）概要

兵庫県病院事業に常時従事する職員の定数について、(2)①から⑤までに掲げる増員及び減員を行うため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正する。

現行 ①	改正後 ②	差引 ②－①
7,828 人	8,176 人	+348 人

（2）改正内容

- ① 定年引上げに伴う増員 [+25 人]
- ② 西宮総合医療センター(仮称)開設に伴う増員(令和8年7月開設予定) [+334 人]
- ③ 診療報酬基準・医療ニーズへの適切な対応のための体制整備に伴う増員 [+57 人]
- ④ 県養成医師の採用に伴う増員 [+11 人]
- ⑤ 効率的な病床運用のための看護師の適正配置に伴う減員 [▲79 人]

（3）施行期日

令和8年4月1日

3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定（関係部分）

（1）改正内容

新たに採用された職員であつて、勤務時間 1 時間当たりの給与の額がその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定める額を下回るものに、採用の日から管理規程で定める日までの間、支給する第 2 種初任給調整手当を新設する。

（2）施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(1) 制定の理由

- ア 西宮市域及び阪神圏域において、安定的かつ継続的に良質な医療を提供するため、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院を統合再編し、同圏域における中核的な総合病院として、兵庫県立西宮総合医療センターを新設することとし、所要の整備を行う。
- イ 兵庫県立こども病院では、安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、診療科目に緩和ケア内科を追加する。

(2) 制定の概要

- ア 病院事業の施設として新設する病院の名称及び位置を次のとおりとする（第2条関係）。

名称	位置
兵庫県立西宮総合医療センター	西宮市津門大塚町

- イ アの病院の診療科目及び病床数を次のとおりとする（第2条関係）。

診療科目		病床数
内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 ペインクリニック内科 腫瘍内科	552
外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 ペインクリニック外科	
上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 口腔外科	

- ウ 兵庫県立西宮病院に係る規定を削除する（第2条関係）。
- エ 兵庫県立こども病院の診療科目に、緩和ケア内科を追加する（第2条関係）。

(3) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、(2)ア、イ及びウは、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において管理規程で定める日